

令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託
企画提案競技実施要領

1 目的

本県では、男性DV被害者専用の電話相談窓口を令和8年度設置する予定である。当該窓口を広く周知するとともに、DV被害は性別を問わないことを周知し、併せて相談に抵抗を感じる男性に相談を促すため、本県ホームページへの特設ページの作成及びWEBターゲティング広告を実施する。

2 委託業務の名称

令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託

3 委託業務の内容

- (1) 特設ページの作成
- (2) WEBターゲティング広告
- (3) 追加提案取組

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託上限額

2,043千円（※消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

- ・ 委託費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務委託候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)での審査及び契約締結が可能となる。
- ・ 見積書が上限額を超えた場合には審査を行わない。
- ・ 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出を依頼する場合がある。
- ・ この価格は契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※ 消費税及び地方消費税率10%時の金額

6 参加資格

- (1) 応募者一般資格要件

ア 法人格を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を開始していない者であること。
 - エ 本業務の募集開始日から契約相手方の決定までの期間に、埼玉県に於ける入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
 - オ 本業務の募集開始日から契約の相手方の決定までの期間に、埼玉県に於ける暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - カ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納していないこと。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和7・8年度名簿）（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA、B又はC等級として掲載された者のうち営業品目（小分類）に「広告代理業務」を含む者かつ、令和3年4月1日以後に、国や地方公共団体等の公的機関とWEB広告業務の契約履行実績を有する者であって、かつ、その契約金額の合計が本業務と同等以上であること。
- (3) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

7 手続等に関する事項

(1) スケジュール

2月27日（金）午後5時	質問の提出期限
3月4日（水）	質問に対する回答
3月9日（月）午後5時	企画提案競技参加申請書提出期限
3月12日（木）午後5時	企画提案書提出期限
3月13日（金）～3月17日（火）	書面審査
3月24日（火）	プレゼンテーション
3月27日（金）	候補者決定

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）～令和8年2月27日（金）午後5時まで

イ 質問方法

下記のメールアドレスあてに質問票（様式第1号）に内容を簡潔に記載し、電子メールで送付すること。

電子メールアドレス「a2250-03@pref.saitama.lg.jp」（電話・FAX不可）

ウ 回答

3月4日（水）までに県のホームページに掲載する。

(3) 企画提案競技参加申請書等の提出

ア 提出書類

参加申請書（様式第2号） 1部

イ 提出期限

令和8年3月9日（月） 午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メールで送付した旨を埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当に電話で連絡すること。

電子メールアドレス「a2250-03@pref.saitama.lg.jp」

提出後連絡先「電話：048-830-2925」

エ その他

事業説明会は実施しない。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「8 提出書類」のとおり

イ 提出期限

令和8年3月12日（木） 午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。また、電子メールで送付した旨を埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課困難女性支援推進担当に電話で連絡すること。

電子メールアドレス「a2250-03@pref.saitama.lg.jp」

提出後連絡先「電話：048-830-2925」

エ その他

(ア) 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る（複数提案は不可）。

(イ) 提出書類は理由を問わず返却しない。

(ウ) 提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。提出された企画提案書において企業秘密に該当する部分については、その旨を明示すること。

(エ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、電話連絡の上、辞退届（様式第3号）を電子メールで提出する。

(オ) 本企画提案競技に係る費用は全て参加者の負担とする。

8 提出書類

(1) 企画提案書

様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

企画提案書は以下の構成とすること。

ア 表紙

- ・表題（令和8年度男性DV被害者窓口啓発WEB広告業務企画提案書）
- ・応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

イ 目次

ウ 提案内容等

- ・基本方針
- ・各業務で設定するKPI
- ・具体的な企画案（特設ページの作成）

仕様書の「4（1）特設ページの作成」を参考に、特設ページのデザイン案を1案提案すること。

- ・具体的な企画案（WEBターゲティング広告）
広告の媒体、配信方法、表示場所、期間、ターゲティングを明示すること。
インプレッション数及びクリック数のシミュレーションを記載すること。
広告バナーのサンプルを1案提示すること。
- ・追加提案取組
- ・各業務に係るスケジュール
- ・業務実施体制
- ・自法人のPRできる事項、過去の実績
- ・その他必要と思われる事項

(2) 見積書及び見積内訳書（いずれも様式は任意）

ア 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。

イ 見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 特設ページの作成、WEBターゲティング広告、追加提案取組の経費は明確に区分すること。

(3) 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

(4) 実施要領の「6 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第4号）

(5) 類似業務実績調書（様式第5号）

「6 参加資格」の（2）のうち、令和3年4月1日以後に、国や地方公共団体等の公的機関と、WEB広告業務の契約履行実績を有することが確認できる書類（契約書や業務完了報告書等の写し）を添付すること。

9 審査・選定

(1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、企画提案の内容や

業務実施能力などを総合的に審査する。

- (2) 委託先候補者選定にあたっては、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施しない。
- (3) 審査の結果、総合点が最も高い者を委託先候補者とする。
- (4) 総合点が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、委託先候補者を決定する。
- (5) 審査及び審査結果についての問合せには応じない。

10 審査日程

(1) 第1次審査（書面審査）

令和8年3月13日（金）～17日（火）の期間に実施する。提出された企画提案書について書面審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は実施しない。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和8年3月24日（火）に実施する。オンライン開催（Teams）で、参加者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間等については対象者に別途通知する。

11 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「6 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。
- (3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
 - イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和6年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行

し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

- (5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

12 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- エ 指定する提出期限を越えて提出したもの
- オ 「8 提出書類」に示す提出書類がないもの
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

- (2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

- (3) 本事業に関する埼玉県の令和8年度当初予算が成立しなかった場合には、委託契約は行わない。

13 問合せ先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎3階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 困難女性支援推進担当 上田（かみだ）

電話：048-830-2925

メール：a2250-03@pref.saitama.lg.jp